

千葉県健康づくり推進事業所認証事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県健康増進計画に基づき、就労者の生活習慣の改善、市内事業所における従業員の健康づくりを促進するための環境整備を図ることを目的として、千葉県（以下「市」という。）が行う千葉県健康づくり推進事業所認証事業（以下「本事業」という）の実施及び本事業に係る関係機関との連携にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市内事業所」とは、市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等を有する事業所（NPO法人、公益法人等を含む）をいう。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 千葉県健康づくり推進事業所の申請に関すること。
- (2) 本事業に申し込んだ市内事業所の認証等に関すること。
- (3) 認証を受けた事業所に対する、取り組みの継続的な支援に関すること。
- (4) 事業所の表彰に関すること。
- (5) その他事業の目的を達成するために市長が必要と認めるもの。

(申請資格)

第4条 本事業の申請資格のある者は、次の各号の要件に適合する市内事業所とする。

- (1) 市税（市が賦課徴収するものに限る。）、消費税及び地方消費税、所得税並びに法人税の未納がないこと。
- (2) 千葉県暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者との関係を有していないこと。
- (3) 労働安全衛生法第66条に基づき、健康診断を行っていること。（同法が適用されない事業所においては、同法に準ずる。）
- (4) 労働安全衛生法第66条の8の3に基づき、労働者の労働時間の状況を把握していること。（同法が適用されない事業所においては、同法に準ずる。）
- (5) 労働安全衛生法第66条の10に基づき、50人以上の事業場における医師、保健師、その他厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施していること。
- (6) 健康増進法及び、労働安全衛生法ならびに千葉県受動喫煙の防止に関する条例に基づき、対象施設における受動喫煙対策を実施していること。
- (7) 重大悪質な事案で、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反及び処分等を受けた

ことがないこと。

(8) 代表者の他に従業員が1名以上いること。

(申請)

第5条 本事業に申請をする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる申請書等を提出するものとする。

(1) 千葉市健康づくり推進事業所認証申請書(様式第1号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(認証)

第6条 市長は、前条に定める申請書等を受理したときはその内容を審査し、別表1「千葉市健康づくり推進事業所認証基準」(以下「別表1」)に該当すると確認した場合、申請者に対し、千葉市健康づくり推進事業所認証通知書(様式第2号)により通知するとともに、千葉市健康づくり推進事業所認証証(様式第3号)を授与する。

2 認証するにあたっては、申請者より提出された申請書等を基に、別表1に基づき、その取組状況に応じて、「グリーンクラス」、「ブルークラス」、「スカーレットクラス」に区分する。

3 認証区分は、次のとおりとする。

(1) グリーンクラス

事業所として、従業員の健康づくりに関する宣言を行っているもの

(2) ブルークラス

前号に加え、健康づくりに関する組織体制の整備、従業員の健康課題の把握、具体的な取り組みを実施しているもの

(3) スカーレットクラス

前号に加え、健康課題を解決するための推進計画を策定し、取り組みの評価と改善を実施しているもの

4 前項第1号に満たない場合は、申請者に対し、千葉市健康づくり推進事業所認証不承認通知書(様式第4号)により通知する。

5 市長は、申請者に対して、必要に応じて申請資格に係る要件および取組内容について調査することができる。

(認証事業所)

第7条 千葉市健康づくり推進事業所の認証を受けた事業所(以下「認証事業所」という。)は、健康づくりの取り組みを継続するとともに推進に努めるものとする。

(認証マーク)

第8条 市長は、千葉市健康づくり推進事業所を広く周知するため、千葉市健康づくり推進事業所認証マーク（以下「認証マーク」という。）を定めるものとする。

2 認証事業所が認証マークを使用する場合は、別に定める「千葉市健康づくり推進事業所認証マーク使用取扱基準」を遵守するものとする。

（認証ステッカー）

第9条 市長は、千葉市健康づくり推進事業所を広く周知するため、前条で定める認証マークを印字したステッカー（以下「認証ステッカー」という。）を作成し、認証事業所へ交付するものとする。

2 認証事業所は、第1項の規定により交付された認証ステッカーを店舗・事務所等で掲示することができる。

（認証開始日及び認証期間）

第10条 認証開始日は申請月の翌月1日とする。ただし、グリーンクラスにおいては、1月及び2月の申請は、翌年度4月1日を認証開始日とする。

2 認証期間は次の各号のとおりとする。

- (1) グリーンクラスは、認証開始日から認証開始日の属する年度末までとする。
- (2) ブルークラス及びスカーレットクラスは、認証開始日から認証開始日の属する年度の翌年度末までとする。

（認証の区分変更）

第11条 認証事業所は、認証期間中に認証の区分変更（以下「区分変更」という。）を目的として再度申請することができる。

2 区分変更の手続き及び認証期間等は、第5条、第6条及び、前条の規定に準ずるものとする。

（認証の更新）

第12条 認証の更新（以下「更新」という。）を受けようとする認証事業所は、認証期間が満了する年度内の1～3月末までに再度申請するものとする。

2 更新の手続き及び認証期間等は、第5条、第6条及び、第10条の規定に準ずるものとする。ただし、認証開始日は、更新後の認証区分に関わらず、翌年度の4月1日とする。

（認証の辞退）

第13条 認証事業所は、本要綱第4条に規定する申請資格または第6条に規定する別表1に基づく取組内容に変更が生じ、その結果、申請資格または認証基準を満たさなくなった場合には、すみやかに千葉市健康づくり推進事業所辞退届（様式第5号）を市長に提出する

ものとする。

(認証の取り消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証事業所が虚偽の申請をした場合
- (2) 認証事業所が当該事業において不正を行った場合
- (3) その他市長がふさわしくないと判断した場合

(情報の公開)

第15条 市長は、認証事業所の情報を市のホームページ等で、公開するものとする。

2 前項の規定により公開する情報は、事業所名、従業員の健康づくりに関する宣言、所在地、業種等とする。

3 認証事業所は、公開情報に変更があった場合は、千葉市健康づくり推進事業所変更届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(台帳の作成)

第16条 市長は、申請状況を明確にするために、千葉市健康づくり推進事業所台帳を作成し、記録しておくものとする。

(表彰)

第17条 市長は、事業所における従業員の健康づくりの推進を図るため、認証事業所の中から、健康づくりの取り組みが特に優良な事業所を表彰するものとする。

2 表彰の基準等は、別に定めるものとする。

(全国健康保険協会千葉支部(以下「協会けんぽ」という。)との連携)

第18条 就労者の生活習慣の改善、市内事業所における従業員の健康づくりの促進をより効果的、効率的に展開するため、協会けんぽが実施する「健康な職場づくり宣言」事業と本事業を一定の要件を満たすことで、いずれかの申請により両事業の認定または認証を受けることができるものとする(以下「相互乗入れ」という。)

2 相互乗入れにあたっては、協会けんぽと次の各号のとおり情報連携を行い、「健康な職場づくり宣言」事業から本事業への乗入れについては、第1号の規定によるものとする。

(1) 「健康な職場づくり宣言」登録事業所が、協会けんぽから市に対する宣言書記載事項の情報提供に同意した場合、市は協会けんぽからの情報提供をもって、第5条第2号の規定による本事業の申請とみなし、第6条の規定により当該事業所をグリーンクラスに認証する。なお、認証開始日及び認証期間は、第10条の規定によるものとする。

(2) 認証事業所が、市から協会けんぽに対する「健康な職場づくり宣言」事業の申請及び

本事業の認証に係る申請書記載事項の情報提供に同意した場合、市は当該認証事業所の千葉市健康づくり推進事業所認証申請書の写しを協会けんぽに提供するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年4月1日から令和7年9月30日までは経過措置期間とし、令和7年4月1日施行前の千葉市健康づくり推進事業所認証申請書(様式第1号)を用いて申請があった場合には、第5条第1項の申請書と同等とみなす。また、全国健康保険協会千葉支部との情報連携について同意する場合には、第18条第2項第2号を準用する。